

曾於市社会福祉法人指導監査実施要領

1 趣旨

この要領は、曾於市社会福祉法人指導監査会議設置要領（以下「指導監査会議設置要領」という。）第8条第1項、曾於市社会福祉法人指導監査実施要項の規定に基づき、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定による社会福祉法人（以下「法人」という。）の検査、調査等（以下「指導監査」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

1 一般監査

(1) 実施体制

原則として、職員3人で指導監査班を編成し、班長を定めた上で、1法人につき1日で実施することとする。

また、重大な懸案事項等を有する法人については、必要に応じて所属長若しくはこれに準じる職員自らが実地に赴くなど効果的な指導監査を実施することとする。

(2) 事前検討

指導監査の実施に当たっては、あらかじめ当該法人から提出される概要報告書及び自主点検表（以下「自主点検表」という。）や、従前の指導監査結果等を踏まえ、実施日の前日までに指導監査班員のみならず必要に応じて担当係長等を交えて検討の上、当該法人が抱える課題・問題点等を十分把握し指導監査に臨むこととする。

(3) 指導監査項目

指導監査項目については、原則として当該年度に確認すべき標準的な項目を自主点検表において示すが、各法人の有する課題・問題点等を考慮し、別途、法人ごとに重点項目を定めることができる。

なお、指導監査項目については、時間的な制約等により一部確認できない状況が生じたとしてもやむを得ないものとする。

(4) 実施方法

(ア) 実施通知

指導監査の実施については、一般指導監査にあつては別記第1号様式により、原則として実施日の30日前までに通知する。

(イ) 実施内容

毎年度定める自主点検表により実施する。

(ウ) 立会い

指導監査は当該法人の監事等の立会いを求めて実施するものとする。

(エ) 講評

班長は、指導監査終了後、当該指導監査の結果について理事長又は関係役職員に対し、現地において講評を行うものとする。

なお、現地において判断が困難な事項等については、持ち帰った上で検討を行い、改めて連絡する。

(5) 結果の報告

班長は、指導監査を実施したときは、その結果を別記第3号様式の1により原則として実施日から10日以内に所属長等に報告しなければならない。

(6) 結果の通知

指導監査結果については、「指導監査における指摘指針」（別表2）に基づいて、別記第4号様式により、原則として実施日から30日以内に法人に通知する。

(7) 是正又は改善結果の確認

指導監査の結果の指摘事項に対する是正又は改善結果については、期限を付して別記第6号様式による報告を求めることとする。

改善報告書が提出された場合には、是正又は改善状況の具体性及び必要な挙証書類の添付等について内容を十分審査の上、受理することとし、必要に応じて是正又は改善の状況を実地に確認することとする。

また、短期間に解決が困難な事項については改善計画を立てさせ、継続的に指導することとし、定期的に改善状況を確認することとする。

2 特別指導監査

(1) 実施対象

- (ア) 指導監査の結果，必要と認める法人
- (イ) 情報提供等により，必要と認める法人
- (ウ) その他必要と認める法人

(2) 実施方法

(ア) 実施体制

特別指導監査は，副市長の指示により特別指導監査班を編成し，班長を定めた上で，実施するものとする。

(イ) 実施通知

特別指導監査は，前日又は当日電話等で通知するものとする。

ただし，特に必要のある場合は，通知せずに実施するものとする。

なお，実施についての通知文は，別記第2号様式により当日手交するものとする。

(3) 実施内容

特別指導監査は，必要に応じて特定の事項について実施する。

(4) 立会い

特別指導監査は，当該法人の理事長又は関係役職員等の立会いを求めて実施するものとする。

(5) 結果の報告

班長は，特別指導監査を実施したときは，別記第3号様式の2によりその結果を速やかに，副市長及び所属長に報告しなければならない。

(6) 結果の通知

是正又は改善すべき具体的事項については，「指導監査における指摘指針」（別表2）に基づいて，別記第5号様式により法人に通知するものとする。

(7) 是正又は改善結果の確認

特別指導監査の結果の指摘事項に対する是正又は改善結果について，期限を付して別記第7号様式による報告を求めるほか必要に応じてその状況を確認するものとする。

(8) 法人からの報告徴取

特別指導監査の実施に先立ち，必要に応じて当該社会福祉法人の理事会に対し事実確認調査等を指示し，報告を徴するものとする。

3 指導監査後の措置

指導監査の結果，是正又は改善が図られない場合は，副市長は法第56条第2項の規定による措置命令を行うものとする。

なお，措置命令に従わないときは，副市長は，法第56条第3項の規定による業務の停止命令及び役員解職の勧告，法第56条第4項の規定による解散命令を機動的に行うこととする。

4 県との連携

- (1) 指導監査の実施に当たり必要と認めるときは，県の指導監査実施機関に対し関係情報の提供を求めるものとする。

この場合，別記第8号様式により協議するものとする。

- (2) 県の指導監査実施機関が実施する指導監査に当たって，情報提供の協議があったときは，所有する関係情報を提供することができる。

- (3) 指導監査の実施に当たり必要と認めるときは，県の指導監査実施機関と共同して指導監査を実施することができる。

5 指導監査班員の心得

指導監査を実施する班員は，指導監査の目的を十分に理解し，その職務遂行に当たっては特に次の点に留意するものとする。

- (1) 公正不偏かつ懇切丁寧を旨とし，指導援助的な態度をもって臨むこと。
- (2) 権勢的又は一方的な言動を避け，努めて関係者の理解のもとに積極的かつ自発的な協力が得られるよう配慮すること。
- (3) 指導監査項目及び各項目の着眼点等について，理事長又は関係役職員から直接説明を聞き，具体的に内容を検討して問題の所在を的確に把握し，その要因を解明して適切な指導又は指示をすること。
- (4) 指導監査に際しては，諸規程等を十分理解するとともに，不明確なことに対する安易な発言や

思い込み発言等は慎むこと。

6 その他

その他必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（指導監査の実施主体）

別表2（指導監査における指摘指針）

第1号様式（一般指導監査実施通知）

第2号様式（特別指導監査実施通知）

第3号様式の1（指導監査指摘事項報告書）

第3号様式の2（特別指導監査指摘事項報告書）

第4号様式の1（一般指導監査の実施結果通知（文書指摘がある場合））

第4号様式の2（一般指導監査の実施結果通知（文書指摘がない場合））

第5号様式（特別指導監査の実施結果通知）

第6号様式（改善報告書（一般指導監査））

第7号様式（改善報告書（特別指導監査））

第8号様式（情報提供協議）

(別表 1)

指導監査の実施主体

所管課	法人名	実施主体（課）	備 考
福祉課	太陽の子福祉会 ひこばえ福祉会 覚照福祉会 高之峯保育園 唯信会 正心福祉会 白鳥会 曾於市社会福祉協議会 博風会 めぐみ会 恵昭会	福祉課	
介護福祉課	おおすみ会 博寿会 博友会 輪光福祉会 南之郷	介護福祉課	

(別表 2)

指導監査における指摘指針

【文書指摘事項】

次に掲げる場合に相当する，社会福祉法人（以下「法人」という。）の運営上著しく適正を欠くと認められる事項

- (1) 社会福祉法をはじめ法人に関する法令に違反している場合（軽微なものは除く。）
- (2) 指導監査に関する通知に抵触している場合（軽微なものは除く。）
- (3) 定款その他の法人の規則等に違反している場合又は当該規則等自体に不備がある場合（軽微なものは除く。）
- (4) 不適正な資産管理や会計管理などにより，法人の財務状況又は会計経理が不正常的な状態にある場合
- (5) (1) 以外の関係法令に違反している場合で，早急な措置・対応を必要とする場合
- (6) 前回の指導監査における口頭指摘事項が改善されていなかった場合（法人の運営に与える影響が軽微な場合，速やかに改善されると見込まれる場合及びその他やむを得ない事情が認められる場合を除く。）
- (7) その他事案の内容や程度等からみて，法人・施設の適正な運営に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合

【口頭指摘事項】

文書指摘事項以外で，改善を要すると認められる事項

〇〇〇第 号
令和 年 月 日
(〇〇〇〇扱い)

社会福祉法人〇〇 理事長 様

曾於市長

令和 年度における指導監査の実施について（通知）

貴法人について、社会福祉法第56条第1項の規定により、下記のとおり指導監査を実施します。

ついては、下記3の書類を 〇月 〇日（〇）までに当局（〇〇課）あて提出してください。
(概ね一週間程度前)

また、法人の履歴事項全部証明書及び基本財産となっている土地・建物の全部事項証明書（それぞれ直近のものを1部）を準備し、指導監査当日提出してください。

なお、当日は監事等を出席させてください。

記

- 1 実施期日 令和 年 月 日（ ） 午前〇時〇分から
- 2 指導監査職員 職・氏名 (注)

※ 都合により指導監査職員を変更する場合があります。

3 提出する書類等

自主点検表

- ・ 法人関係
- ・ 会計関係

4 当日準備する関係書類等

上記3に関する関係書類を準備しておいてください。

5 その他

提出された書類及び指導監査の結果等については、県の指導監査実施機関からの求めに応じ情報提供する場合があります。

(注) 監査実施時間は、概ね10時から16時までを目途とする。

〇〇〇第 号
令和 年 月 日
(〇〇〇〇扱い)

社会福祉法人〇〇 理事長 様

曾於市長

社会福祉法人等の特別指導監査の実施について（通知）

貴法人について、社会福祉法第56条第1項の規定により、下記のとおり特別指導監査を実施します。

記

1 実施期日

令和〇〇年〇〇月〇〇日（ ）から令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）まで 〇日間
午前〇時から午後〇時まで

2 実施対象

社会福祉法人〇〇〇

3 特別指導監査職員 職・氏名

4 その他

特別監査の結果等については、県の指導監査実施機関からの求めに応じ情報提供する場合があります。

第3号様式（指導監査指摘事項報告書）
（表）

社会福祉法人指導監査指摘事項報告書

						報告書 NO -
回覧						報告者 (班長)
報告年月日		令和 年 月 日		決裁年月日		令和 年 月 日
法人名					所在地 曾於市	
実施(確認)年月日		令和 年 月 日				
指導監査班	班長 職 氏名			㊞		
	班員 職 氏名			㊞		
概況, 特記事項及び 評価事項						
指摘事項 (講評事項等を全て記入すること。)					指摘 区分	項目 区分
前回指摘	文書	件	口頭	件		
未改善	文書	件	口頭	件		
今回指摘	文書	件	口頭	件		

(注) ①「指摘区分」欄には、文書指摘は(文),口頭指摘は(口),指導事項は(指導)と記入すること。
②「項目区分」欄には、法人・会計と記入すること。

(裏)

社会福祉法人指導監査指摘事項報告書（継紙）

					報告書 NO -	
指摘事項 (講評事項等を全て記入すること。)					指摘 区分	項目 区分

第3号様式の2（特別指導監査指摘事項報告書）
（表）

社会福祉法人特別指導監査指摘事項報告書

[illegible]

(裏)

社会福祉法人指導監査指摘事項報告書（継紙）

[illegible]

〇〇〇第 号
令和 年 月 日
(〇〇〇〇扱い)

社会福祉法人〇〇 理事長 様

曾於市長

令和 年度における指導監査結果について（通知）

貴法人について、令和〇年〇月〇日に実施した指導監査の結果は下記のとおりです。
是正又は改善を図る必要があると認められた下記の事項について、その改善等の状況を別紙「指導監査指摘事項改善報告書」により、令和〇年〇月〇日（〇）までに1部提出してください。

なお、現地において指導監査職員が口頭で指摘した事項も併せて留意し、適正な運営に努めてください。
(注)

記

1 指摘事項

2 その他

(注) 口頭指摘がない場合は、下線の部分を削除する。

(参考)

下記事項は、指導監査職員が、当日、現地において口頭で指示したものです。
改善等の報告は必要ありませんが、よりよい法人運営を図るため、適切に対応くださるようお願いします。

1

2

・

・

・

〇〇〇第 号
令和 年 月 日
（〇〇〇〇扱い）

社会福祉法人〇〇 理事長 様

曾於市長

令和 年度における指導監査結果について（通知）

貴法人について、令和〇年〇月〇日に実施しましたが、その結果はおおむね適正に運営されていると認められました。

なお、現地において指導監査職員が口頭で指摘した事項に留意し、今後も適正な運営に努めてください。

（注）

（注） 口頭指摘がない場合は、____の部分を削除する。
口頭指摘がある場合は、第4号様式の1（参考）を添付する。

〇〇〇第 号
令和 年 月 日
(〇〇〇〇扱い)

社会福祉法人〇〇 理事長 様

曾於市長

令和 年度特別指導監査の実施結果について（通知）

貴法人について、令和〇年〇月〇日（及び令和〇年〇月〇日）に実施した特別指導監査の結果について、下記のとおり改善を指示します。

指示した事項については、別紙「特別指導監査指摘事項改善報告書」により、令和〇年〇月〇日（〇）までに報告してください。

記

1 特別指導監査結果改善指示事項

2 その他

指導監査指摘事項改善報告書

令和 年 月 日

曾於市長 殿

所在地

法人名

代表者名

電話 ()

印

令和 年 月 日付け 第 号により指摘のあった事項について、
次のとおり改善しましたので報告します。

指摘事項（指摘文書の全文） （指導監査実施日 令和 年 月 日）	改善結果（計画） （改善及び改善計画は具体的に記入）	挙証書類 の有・無

注) 1 提出期限内に改善できない場合は、理由を明記し、後日その件に関する挙証書類の提出
予定年月日を記入すること。

2 2枚にわたる場合は、コピーをして使用すること。

特別指導監査指摘事項改善報告書

令和 年 月 日

曾於市長 殿

所在地

法人名

代表者名

電話 ()

印

令和 年 月 日付け 第 号により指摘のあった事項について、
次のとおり改善しましたので報告します。

指摘事項（指摘文書の全文） （特別指導監査実施日 令和 年 月 日）	改善結果（計画） （改善及び改善計画は具体的に記入）	挙証書類 の有・無

注) 1 提出期限内に改善できない場合は、理由を明記し、後日その件に関する挙証書類の提出
予定年月日を記入すること。

2 2枚にわたる場合は、コピーをして使用すること。

指導監査実施に係る情報提供協議書

令和 年 月 日

鹿児島県〇〇部長 殿

（注）

曾於市長

社会福祉法人の指導監査実施に当たり、貴県が所管する社会福祉施設等の指導監査の実施状況を把握する必要がありますので、下記社会福祉法人が経営する施設等に係る関係書類を提供くださるよう協議します。

記

1 社会福祉法人名

2 社会福祉施設等名

3 関係書類等

（例）

- ・ 自主点検表（写）
- ・ 概要報告書（写）
- ・ 指導監査報告書（写）
- ・ 実施結果通知（写）
- ・ 改善報告書（写）
- ・
- ・

※ 社会福祉法人が複数となる場合、記1～3は別紙とすることができる。

（注）協議先に応じて、〇〇振興局長、〇〇支庁長と記載すること。